

効驗をたのむといへども、忽にいえん事かたし、苦痛玄ばらくも玄のびがたしたとへをとるに物なし、上人の慈悲にあらでは、誰か我をたすけん、ねがはくは上人我いたむ所のはだへをねぶり給へ、玄からばおのづから苦痛たすかりなんといふ、其體燒爛してその香ひはなはだくさくして、少もたへこらふべくもなし、玄かれども慈悲いたりてふかきゆへに、あひ忍て病者のいふに玄たがひて、其はだえをねぶり給に、舌の跡紫麻金色と成ぬ、其仁を見れば薬師如來の御身也、其時佛告云、我はこれ温泉行者也、上人の慈悲をこゝろみんがために、病者の身にげんじつる也とて、忽然としてかくれ給ひぬ、其時上人願を發して、堂舎を建立して、藥師如來を安置せんと願し、其跡を崇と思ふ、必勝地を玄めせとて、東にむかひて木葉をなげ給、山良木すなはち其木葉の落る所を其所とさだめて、今の昆陽寺を建給へる也、畿内に四十九院を立給へるその一也。

〔走衆故實〕一 惠林院殿様○足利義植御代、有馬の湯へ被入候時、右京兆高國往古より加様の御用心の時、又遠路などにて候へば、管領より廿人走衆被參候つる由候、御輿をもひかせ候はん間、被參候はん由被申候、

〔宗長手記〕有馬の湯治の次で、児屋寺にて、

玄ながどりゐな野をゆきのあした哉

有明やそらに霜がれのはなす、き

〔嚴助往年記〕弘治二年四月日、勢州黃門入道侍從同道上洛、入道有馬湯治云々、

〔宇野主水記附錄〕天正十一年閏正月廿二日、御湯治ニ付、鷺森御發足、廿四日、有馬御著、二月十日湯山御アガリ、今夜神崎ヨリ夜舟ニテ橋本迄、夫ヨリ陸地、十一日京著、

〔宇野主水記〕天正十三年正月廿二日、秀吉有馬湯治、密柑二折、鳥目十疋、使河野、廿五日發足、二月三日大坂歸城、御ウヘニモ今度御湯治也、九月十四日、今日關白殿有馬御湯治之便路ニツキテ、當